令和６年度 許可工作物等の履行検査（前期）

受検要領

国土交通省 関東地方整備局　京浜河川事務所

１．検査の対象

樋門、樋管、堰、橋梁、桟橋等の構造物(相模川については運動場、公園等の平面占用及び道路等の構造物を含む)とし、別表に対象施設を示す。

２．検査官

河川監理員又は事務所長の任命する者

３．検査実施期間

令和６年５月７日～５月３１日

現地検査日について、別途、担当出張所から連絡、調整します。

※旧鶴見出張所分は占用調整第二課から連絡します。

４．事前点検（自主点検）

事前に施設管理者（占用者）にて自主点検を行い、「５．検査票」に異常の有無等を記載してください。

樋管、樋門、水門、陸閘等は全開・全閉点検を行い、その状況を写真に撮り、提出して下さい。

５．検査票

検査様式「１－１」「１－２」（基本検査票）と検査様式「２」（チェックシート）に点検結果を記載してください。

様式は施設の種類ごとに様式が違っております。

それぞれ該当する施設や類似する施設の様式を使い､該当する様式がない場合は｢平面占用」用のものを使ってください。

検査様式は京浜河川事務所ホームページよりダウンロードして下さい。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00428.html

６．書面検査

対象施設の一覧に「書面」とある場合は、**８**項①～⑥の書類２部を５月２４日までに、担当出張所へ提出いただくことで、今期の現地検査を省略できます。

※旧鶴見出張所分は占用調整第二課に提出して下さい。

７．現地検査

検査官が現地にて検査票その他の資料と実際の施設を確認します。その場で検査官からの質疑応答や指摘事項等の口頭伝達がありますので、施設管理者は、的確な回答の出来る方の立ち会いをお願い致します。

樋門・樋管・堰などは動作確認も行いますので、作業の準備をしておいてください。

また、事前に別紙－１の注意事項をお読みください。

※原則雨天決行です。

８．現地検査当日、持参するもの…未持参の場合再検査となる場合があります。

① 検査様式１－１、１－２、２

② 自主点検時（１年以内に行った施設操作等の実施状況）の写真と点検記録

③ 出水時における水文情報の収集・伝達及び対策実施の体制フロー

④ 樋門・樋管・堰・陸閘については、管理規定（河川法に基づく承認）または操作要領(操作規則)。
⑤樋門・樋管・堰・陸閘・橋梁等については維持管理計画
⑥工作物の撤去計画書（出水時に撤去すべき工作物がある場合）
⑦許可書（許可申請書）及び添付図面

①～⑥をまとめて、当日２部ご提出して下さい。
※　⑦は、検査日にお持ちいただくだけで、提出は不要です。

９．現地検査時の施設撤去

出水時に撤去すべき施設がある場合は、1 年以内に実施した自主点検や直近の出水時の撤去の実施状況写真をご提出（前項②）して頂ければ、原則、写真の確認による検査とします。

写真が提出できない場合は、現地検査時に実際に施設撤去状況を確認することにより検査致しますので、施設を撤去する体制を準備してください。

１０．　指摘事項等

現地検査時に指摘事項等がある場合は、検査官から口頭指示します。

なお、現地検査・書面検査の両方とも、指摘事項が有る無しに拘わらず、検査結果は後日、文書にて通知しますが、指摘事項等があった場合は、検査結果の文書通知を待たずに、検査後、速やかに担当出張所と調整を図り対策をとって下さい。

その上で、指摘事項等の対策状況について、**令和７年３月末日までに**年度内の状況報告（様式自由）を担当出張所（旧鶴見出張所分は占用調整第二課）に提出して下さい。

１１．　その他

① 現地検査の前日等に、確認のため出張所（旧鶴見出張所分は占用調整第二課）と連絡を取って下さい。なお、検査時間は当日の検査状況により前後する場合もありますのでご了承ください。
②検査当日、不足の書類などがあった場合は、検査官及び職員の指示により、検査後、速やかに担当出張所に提出して下さい。
③不足書類や、立会者の説明不足などにより、現地検査不可能な場合は、後日、再検査を実施することとなります。そのような事態の無い様に万全の準備をお願いします。
④自主点検の結果、異常が発見された場合には、その処理方法を検査票と合わせて提出して下さい。（様式任意）
検査までに自主点検の実施が無い場合は、点検計画を策定し、書面で提出してください。
⑤慣行水利権など、占用工事以外で補修工事等の実績がある場合は、その際の図面等を持参してください。

１２．　問い合わせ先

■検査内容

京浜河川事務所　占用調整第一課　電話　０４５－５０３－４０１５
占用調整第二課　電話　０４５－５０３－４００５
管　　理　　課　電話　０４５－５０３－４０１３

■検査日程の調整及び確認

京浜河川事務所　旧鶴見出張所分は占用調整第二課
電話　０４５－５０３－４００５
新横浜出張所　電話　０４５－４７６－５００３
田園調布出張所　電話　０３－３７２１－４２８８
多摩出張所　電話　０４２－３７７－７４０３
多摩川上流出張所　電話　０４２－５５２－０６６７
相模出張所　電話　０４６３－２１－３７１３

別紙－１

現地検査注意事項

※現地検査前に必ずお読み下さい

●検査官からの質疑に答えることのできる方の立会をお願い致します。

●許可書（許可申請書）、添付図面をご持参して下さい。

●許可申請時の添付図面について、周辺状況等が現況と異なる場合は、現地で占用範囲を図面と照らし合わせて確認することができるような平面図及び写真をご用意下さい。

●検査当日、占用範囲及び管理範囲が速やかに確認できるよう事前確認をお願い致します。

●樋管・樋門・堰等は事前に全開・全閉の点検をし、状況写真をご提出ください。なお、現地検査時にも、動作確認を行いますので、ご準備ください。
トンネル等で点検の実績が無い場合は、今回検査においては点検計画等を書面で提出し、次回履行検査時に点検実績の報告を行ってください。

●前回検査の指摘事項に対して対応済の場合は、対応前の写真と対応後の写真の両方をご持参下さい。

●出水時に撤去等すべき施設がある場合は、前回検査以降に出水や訓練、点検等で工作物の撤去作業を実施した時の資料（写真など）を提出して下さい。

●検査当日、作業状況写真の提出の代わりに、工作物の撤去を実施して頂く場合は、作業人員の確保等体制を整えて下さい。